

産業廃棄物処分業許可証

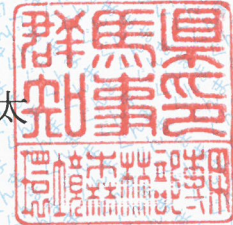
住 所 群馬県館林市上三林町乙1592番地1

氏 名 株式会社新栄造園

代表取締役 石川吉治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日

令和 5年 3月28日

許可の有効期限

令和10年 3月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①木くず（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県館林市上三林町字新田西1588番1、1589番2及び1592番4

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

令和 2年 8月21日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

令和 2年 8月 4日 群馬県第420-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [103.04 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県館林市上三林町字新田西1588番1、1589番2及び1592番4

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 140.16㎡ 保管容量 259.15m³

様式第九号（第十条の六関係）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成25年 3月28日 新規許可

平成30年 3月28日 更新許可

令和 5年 3月28日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無